

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定（改定）

キャリアアップ株式会社（以下「甲」という。）と労働者代表 齊藤 一斗（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い取得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象労働者の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、能力手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「第 4 回改訂厚生労働省編職業分類職業名索引」内分類項目表小分類を参照する。
- （二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- （三）地域調整については兵庫県、大阪府、京都府の就業地で派遣就業を行うことから都道府県の指数を使用するものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 3 のとおりとする。

- （一）別表 1 の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- （二）別表 3 の各等級の職務と別表 1 の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

- 2 甲は第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には基本給額の 1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は派遣従業員就業規則第 32 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。1 日上限 1,000 円 定期 22,000 円ただし地域によってはこの上限を上回ることがある。

自動車、バイクでの通勤については下記計算式で計算をする。

【車】 総距離÷10km/L×1 か月平均ガソリン代

【バイク】 総距離÷50km/L×1 か月平均ガソリン代

第 7 条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。

- (一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3 年
- (二) 退職時の勤続年数ごと（3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年）の支給月数：
- (三) 「令和 2 年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第 8 条 対象労働者の退職手当は次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和 2 年 4 月以前の勤続年数の取扱いについては労使で協議して別途定める。

- (一) 別表 4 に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表 4 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第 9 条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別表 3 に定める方法を準用し、その評価結果に基づき第 4 条 2 項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一し、派遣従業員就業規則第 46 条規定を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援制度に関する計画書」に従って着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定の定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 6 年 3 月 31 日

甲 キャリアアップ株式会社
代表取締役 井浪 謙祐

乙 労働者代表

斉藤 一斗

【別表 1】 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
職業	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
251 総務事務員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
252 人事事務員	1,273	1,465	1,607	1,631	1,717	1,871	2,331
253 企画・調査事務員	1,272	1,464	1,605	1,629	1,716	1,870	2,329
254 受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966
255 秘書	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316
256 電話応接事務員	1,150	1,324	1,451	1,473	1,551	1,691	2,106
257 総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
258 医療・介護事務員	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846
259 その他の一般事務の職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080
263 経理事務員	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150
269 その他の会計事務の職業	1,303	1,500	1,644	1,669	1,758	1,915	2,386
271 生産現場事務員	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128
272 出荷・受荷係事務員	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042
281 営業・販売事務員	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107
289 その他の営業・販売事務	1,269	1,461	1,601	1,626	1,712	1,865	2,324
311 パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065
312 データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996
313 コンピュータ操作員	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,696	2,113
319 その他の事務用機器操作	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058
323 小売店販売員	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087

361 施設介護員	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027
362 訪問介護職	1,263	1,454	1,594	1,618	1,704	1,857	2,313
383 美容サービス職	1,139	1,311	1,437	1,459	1,537	1,674	2,086
391 調理人	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197
403 飲食物給仕係	1,238	1,425	1,562	1,586	1,670	1,820	2,267
404 旅館・ホテル・乗物接客員	1,123	1,293	1,417	1,439	1,515	1,651	2,056
406 娯楽場等接客員	1,177	1,355	1,485	1,508	1,588	1,730	2,155
409 その他の接客・給仕の職業	1,180	1,358	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161
421 添乗員、観光案内人	1,048	1,206	1,323	1,342	1,414	1,541	1,919
424 広告宣伝人	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151
429 他に分類されないサービス	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087
541 化学製品製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014
544 めん類製造工	1,051	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924
545 パン・菓子製造工	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965
547 かん詰・びん詰製造工等	989	1,138	1,248	1,267	1,334	1,454	1,811
548 乳・乳製品製造工	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
551 食肉加工品製造工	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,016
552 水産物加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868
553 保存食品製造工等	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895
554 弁当・惣菜類製造工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
555 野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873
556 飲料・たばこ製造工	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954
563 印刷・製本作業員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996
565 プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
569 その他の製品製造等	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990

571 一般機械器具組立工	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
583 電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
584 自動車組立工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
585 輸送用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018
623 食料品検査工	1,079	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976
624 飲料・たばこ検査工	1,099	1,265	1,387	1,408	1,483	1,616	2,012
625 紡織・衣服製品検査工等	953	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745
626 木製製品・パルプ検査工等	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
627 印刷・製本検査工	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884
628 ゴム製品検査工等	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849
629 その他の製品検査の職業	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948
661 バス運転手	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117
662 乗用自動車運転手	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921
663 貨物自動車運転手	1,348	1,552	1,701	1,727	1,818	1,982	2,468
669 その他の自動車運転の職業	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316
684 フォークリフト運転作業員	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
689 他に分類されない輸送	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071
753 陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195
754 倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
755 配達員	1,185	1,364	1,495	1,518	1,599	1,742	2,170
756 荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
761 ビル・建物清掃員	1,056	1,215	1,333	1,353	1,425	1,552	1,934
762 ハウスクリーニング作業員	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117
764 ごみ収集・し尿汲取作業員	1,145	1,318	1,445	1,467	1,545	1,683	2,096
765 産業廃棄物収集作業員	1,201	1,382	1,516	1,538	1,620	1,765	2,199

769 その他の清掃の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197
771 製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880
779 その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860
781 選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
782 軽作業員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064
789 他に分類されない運搬等	1,106	1,273	1,396	1,417	1,492	1,626	2,025

【別表 2】 地域指数（職業安定業務統計による地域指数）

滋賀	98.9
京都	101.5
大阪	108.3
兵庫	102.1
奈良	101.9
和歌山	93.9
鳥取	89.2
島根	87.7
岡山	96.0
広島	97.3
山口	91.5
徳島	91.2
香川	95.6
愛媛	90.7
高知	88.7

別表 3 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	内容	基本 給額	賞与額			合計額		
			A 評価	B 評価	C 評価	A 評価	B 評価	C 評価
A ランク	所定労働時間 （変形労働制）を 10 年以上勤務	1,720 ～	430	350	260	2,150	2,070	1,980

B ランク	所定労働時間 (変形労働制)を3年以上勤務	1,388 ～	350	280	210	1,738	1,688	1,598
C ランク	0年から3年	1,052 ～	270	215	160	1,322	1,267	1,212

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A 評価（基準より優秀）であれば基本給額の 25%相当、B 評価（標準）であれば基本給額の 20%相当、C 評価（標準より物足りない）であれば基本給額の 15%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C ランク C 評価とみなして支給する。

別表 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年
支給率	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
(月数)	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

(資料出所)「令和 2 年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの。

退職手当の受給に必要な最低勤続年数は変形労働制の所定労働時間を満たした 3 年とし、退職時の勤務年数が 3 年未満、所定労働時間満たない場合は支給しない